

在籍型出向促進助成金のご案内

令和6年12月から国が実施する新たな在籍型出向への支援制度の創設に合わせ、石川県及びILAC(いしかわ就職・定住総合サポートセンター)が令和6年7月から実施してきた「在籍型出向促進助成金」制度をリニューアルしました。

申請期間

令和6年12月17日(火)
～ 令和7年3月31日(月)

対象事業者

国の「**産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)**」に該当する**在籍型出向**を行い、助成金を受給した事業者

※要件の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

支給額

○出向労働者1名あたり **10万円(定額)** を
出向元事業者・出向先事業者の双方に支給

石川県 在籍型助成金

検索

募集要領・支給要綱や申請書類等はこちらからご確認ください→

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/ilacnoto/zaisekijyosei.html>



支給までの流れ

産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)【国】

出向先との契約、労働組合との協定、出向予定者との同意
※自社で選定ができない場合は(公財)産業雇用安定センター 石川事務所
(TEL 076-261-6047)などにご相談ください(無料)

出向計画届の提出、要件の確認 ※出向元事業主がまとめて行います。

出向の実施

支給申請・助成金の受給 ※出向元事業主がまとめて行います。

在籍型出向促進助成金【県】

助成金支給申請 ※出向元事業主がまとめて行います。

助成金申請書類審査

支給決定通知書発出
指定口座への振込

不支給決定通知書発出

支給申請に必要な書類

- ①在籍型出向促進助成金支給申請書(様式第1号)
- ②在籍型出向促進助成金支給要件確認申立書(様式第2号)
- ③在籍型出向促進助成金請求書(様式第3号)
- ④産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の関係書類の写し

※必要な書類の詳細は募集要領や交付要綱でご確認ください。

お問い合わせ先

ILAC在籍型出向促進助成金担当
(石川県労働企画課内)

076-225-1672
076-225-1532